

# パラグアイの 女性政策とジェンダー

「国連女性の10年」と民主化の中で

藤掛 洋子

## はじめに

今日、ラテンアメリカ諸国の女性たち<sup>(1)</sup>をめぐる環境は大きな変貌を遂げつつある。その変貌の背景に、「国連女性の10年(以下、「10年」)の間に国際機関が求めてきた女性の地位の改善に向けたさまざまな要請や、それを受ける形で行われてきた各国政府の努力、また「10年」の動きに呼応する形で生まれてきた女性運動などを挙げることができよう。国連は1975年を国際女性年と定め、メキシコにおいて第1回世界女性会議を開催した。そして、その翌年からの10年を「10年」と定めたのである。この間、女性差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women : CEDAW)が国連総会で採択(79年)、発効(81年)され、コペンハーゲンにおいて第2回世界女性会議(80年)が、ナイロビにおいて第3回世界女性会議(85年)が開催されている。この「10年」は、「独裁的な指導者」によりさま

ざまな権利を剥奪されてきたラテンアメリカ諸国の人々が、民主化への道を歩みはじめた時期とも重なっている。「10年」と国際機関の要請は、ラテンアメリカ諸国の女性たちが80年代以降求めてきた法的権利や、市民権の獲得に向けた運動の後押しをすることとなり、このような女性たちの運動が一つの社会運動として認められるようになっていった<sup>(2)</sup>。

本稿で取り上げるパラグアイ共和国(以下、パラグアイ)は、ラテンアメリカ諸国の中では最も遅れて女性の参政権が認められた(1961年)国の一つである<sup>(3)</sup>。また、アルフレド・ストロエスネル(Alfredo Stroessner)による独裁政権が89年まで35年間継続し、今日の民主主義国家において最も長期間の独裁政権を経験した国の一つでもある<sup>(4)</sup>。

同国は、1986年に既述のCEDAWを批准している。また、国連により99年に採択、2000年に発効された個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定書(Optional Protocol)を、2001年に批准して

いる<sup>(5)</sup>。このように、パラグアイ政府は国際社会に対し、女性政策への積極的な取り組み姿勢を示している。しかし、現実の社会を生きる女性たちは、パラグアイ政府が実施している女性政策の恩恵を享受しているのだろうか。後述するようにパラグアイは、国民の間に地域や社会階層などの多様な格差が認められる。また、イベリア半島から移植された家父長制的な価値観が根強く残っている。このような国では、どのような女性政策の策定と実施が求められているのであろうか。

本稿の目的は、民主化の前後にパラグアイ国内に台頭し、女性政策の確立を支援してきた女性運動とその運動の成果を確認するとともに、パラグアイ政府の女性政策について分析し、特に農村女性の現状と課題について、ジェンダー視点から考察することにある<sup>(6)</sup>。

女性政策についての定義は、学問的にも制度的にも確立していないと言われてきた<sup>(7)</sup>。しかし、第1回世界女性会議において「世界行動綱領」を多くの国々が採択して以降、各国政府はそれぞれ「国内行動計画」の策定を行なうとともに、女子差別撤廃条約の批准に向け国内法の改正を行なうなど、女性に関連する諸問題の解決に向けた多様な取り組みを行なってきた<sup>(8)</sup>。このような取り組みには、政府による政策やプログラム、プロジェクトの実施、政府と連携した女性組織などのNGO活動も含まれる。このような政府や女性組織による女性の地位向上に向けた政策や諸活動を、本稿では「女性政策」と定義する。なお、本稿で用いるデータは1993～2001年までの間に筆者自身が実施したパラグアイにおける現地調査<sup>(9)</sup>、および文献調査に基づいている。

以下では、まず、パラグアイの歴史・社会・文化的背景を概観し、女性運動の成果を確認する。次に、パラグアイ政府の女性政策を概観し、それ

らを取り巻くジェンダーの諸問題について分析・考察を行なうことを通し、本稿の目的であるパラグアイの女性政策の現状と課題を特に農村女性に焦点を絞りながら提示したい。

## I パラグアイの歴史・社会・文化的背景

1811年に宗主国スペインから独立したパラグアイは、南米大陸の中央部に位置する総人口が563万人の農業国である（農村人口46%うち男性51%、女性49%）<sup>(10)</sup>。国民の97%は宗主国に影響を受けたカトリック教徒である。また、独立以降半世紀近く続いた移民受け入れ禁止政策のためヨーロッパからの移住が進まず、「白人」人口は少ないと言われている。その結果、統計上は国民の97%がメスティーソとなっており、「人種」間の「格差」が目立たない国であると言える。しかしながら、都市と農村の間には多様な格差、または文化的相違が存在する。

まず、二つの言語とも公用語と定められているスペイン語とグアラニー語の二重言語の問題を挙げることができよう。国民の39%が先住民の言語であるグアラニー語を、49%がスペイン語とグアラニー語の双方を、6%がスペイン語を、6%がその他の言語を用いて生活している<sup>(11)</sup>。特に農村部では、日常生活においてグアラニー語を用いるのが一般的であり、スペイン語の会話や読み書きが十分にできない人々も多い。その要因の一つには、教育へのアクセスの問題がある。今日でも農村へ続くテラロッサと言われる未舗装の赤土道は、降雨後はぬかるみ、1～2日は交通が遮断されるため学校が休校となる<sup>(12)</sup>。降雨後の農村が「陸の孤島」と言われる所以である。このようなインフラの未整備の背景に、ストロエスネルの政策があ

る。ストロエスネルは、農民が啓蒙され政治に関心を持つことを恐れ、故意にインフラの整備を行わず都市と農村の分断を図ってきたと言われて<sup>(13)</sup>。今日も残るテラロッサの赤土道は、独裁政権時代の負の遺産であると言えよう。このような都市と農村の分断は、教育の質のさらなる不均衡を生み出している。農村へのアクセスが悪いため、教育を受けた教員は都市部に留まることを望む傾向にある。その結果、農村部では無資格で、かつスペイン語の十分に話せない教員による義務教育が行なわれている<sup>(14)</sup>。

次に、教育における地域間、男女間の格差の問題を挙げることができよう。小学校の就学率は都市部が84%であるのに対し、農村部は47%である。農村部における小学校の就学率を男女別に見ると、男子は53%、女子は47%である<sup>(15)</sup>。さらに、女子は小学校高学年になると若年妊娠や兄弟・姉妹の世話などにより就学を中断する事例が多い。農村部では、娘よりも息子を学校に行かせることを望むため、女子の義務教育(6年から9年へ移行中)の修了率はさらに減少する

このような男子を優先する文化的背景に、マチスモ(男性優位)思想とマリアニスモ思想<sup>(16)</sup>がある。パラグアイは、ラテンアメリカにおける最大の戦争であるチャコ戦争(1932~35年)を経験した結果、男女の人口比率の不均衡が最大で男性1人に対し女性5人にまで拡大した<sup>(17)</sup>。同時に、パラグアイの女性たちは、カトリック教の教えや家父長的価値観に規定された妻と母の役割を担ってきた。この男女比の不均衡は、家父長的な規範や、マチスモ、マリアニスモ思想を強化する要因となったと考えられる<sup>(18)</sup>。地理的、歴史的、文化的な要因は、パラグアイの女性たち、特に、農村の女性に男性とは異なった影響を及ぼし、ジェンダーの格差を拡大してきたと言える。

## II パラグアイの女性組織と女性政策

### 1. 女性組織の台頭

パラグアイでは20世紀初頭から、幾人かの女性たちによる女性の組織化や社会的、政治的権利の獲得に向けた活動が行なわれてきたが<sup>(19)</sup>、このような女性たちの活動は政治的抑圧を受けたり、軍や家父長的文化と結びついた人々により排除されてきた。しかし、1980年代に入ると、「10年」を契機に女性たちの連帯が始まった<sup>(20)</sup>。また、独裁政権崩壊前後、女性問題に関心を持つ多くの知識人がパラグアイに戻り、女性の地位の向上に向けた活動を始めた。独裁政権崩壊の前年である88年には、15名の女性たちによりCMP(Coordinación de Mujeres del Paraguay:パラグアイ女性同盟)が正式に設立された。また、同年、MMP(Multisectorial de Mujeres del Paraguay:パラグアイ女性連合)も設立され、独裁政権崩壊の年には30以上の女性組織が台頭してきた<sup>(21)</sup>。

### 2. 女性政策と女性組織

民主化以前、パラグアイの国家政策に女性やジェンダー問題に焦点を当てた具体的な政策は存在しなかった<sup>(22)</sup>。しかし、国際援助実施機関による女性を対象にした援助は、早い時期からなされてきた。パラグアイは1950年に国連に加盟し、ニューヨークに事務所を設置している。事務所設置を契機に、国連児童基金(UNICEF)や世界保健機構(WHO)から母子保健に関する援助を引き出している<sup>(23)</sup>。また、52年には、米国政府と技術協力の調印を行ない、農村の若者を対象に教育プログラムを展開している<sup>(24)</sup>。これらはクワトロ・セ・プログラム(以下、4Cプログラム)と呼ばれ、農牧省農業普及局(DEAG)職員により、若者を対

象に地域や家庭における若者の役割に関する講習会が実施されている。このプログラムのモットーが、cabeza (頭脳), corazón(ハート), capacidad (能力), cooperación (協力) であることから、頭文字の四つのCを取り、4Cプログラムと呼ばれている。さらに70年代よりDEAGは、女性生活改善普及員による農村女性を対象にした栄養指導や調理実習、家庭菜園などのプログラムを実施している<sup>(25)</sup>。4Cプログラムと女性生活改善普及員による活動は後に結びつき、80年代には、農村女性を対象にした「4C生活改善プログラム」へと変化していった。この4Cプログラムに対し日本政府も支援を行なっている<sup>(26)</sup>。このような農村女性の生活改善に向けたプログラム支援は、女性を開発の主体というよりも受益者とみなすものであり、良き母親としての役割を強化、推進してきた。また、外国援助実施機関による政府レベルのプロジェクト協力には、予算不足の他に、プロジェクト対象地域において男女間や年齢間に存在する権力構造を定性的調査などにより把握し、それらに配慮するというジェンダー視点が欠落していたという問題があった。

一方、既述のように、「10年」を契機に連帯を始めた多くの女性たちの運動に後押しされる形で、パラグアイ政府は1986年にCEDAWに批准している。批准から6年間は女性政策を計画、立案する国内本部機構<sup>(27)</sup>は設立されず、女性問題を取り扱うフォーカル・ポイント(女性問題を担当する窓口)も十分ではなかった<sup>(28)</sup>。このように民主化への移行初期、パラグアイ政府の女性政策はなきに等しかったと言えるが、継続した女性組織の働きかけの結果、国家は女性たちの要求に除々に応じるようになっていった。91年には、刑法でもっとも差別的な部分であった、いわゆる「姦通罪」が廃止され、協議離婚の法令が制定された<sup>(29)</sup>。今日

も法律には多くの差別的な文言が残されているものの、大きな進歩であったと言える。

また、92年6月、男女平等を掲げた新憲法が制定され、以下の項目が追加された。(1)男女間の権利と責任の平等、(2)性別による差別の撤廃、(3)アフーマティブ・アクション(積極的是正措置)の国家による推進、(4)新たな家族概念の普及と家庭内暴力からの女性の保護、(5)平等概念の明確化と差別の解消、である。さらに、CMPやMMPと同時期に設立された33の女性NGOは、国内本部機構設置のための働きかけを行なってきた。国内本部機構の設置は、第3回世界女性会議における「ナイロビ戦略」を受けたものである。89年より準備が進められていた大統領府女性庁(以下、女性庁)は、90年に下院に法案が提案され、92年に法令第34号により設立された。この法令は、あらゆる分野への女性の参加と男女平等、性別による差別の撤廃を謳っている。93年11月にクリスティーナ・ムニョス(Cristina Muñoz)が長官に任命され正式に女性庁が発足した<sup>(30)</sup>。

新憲法の制定や国内本部機構の設置には女性組織と議員との連携があった。連携の背景には、1990年に改正された選挙法がある。この選挙法には、政治の安定を図るために各政党に女性議員の選出を促進することが明記されている。その結果、各政党は割当制を導入し、女性議員数を全体の20~30%以上保障することを党則に掲げた。割当制が各政党において採用された結果、女性運動に常に関わりを持ってきた女性たちが、議員として選出され、既存の女性組織と連携を取り始めた。90年代初頭に議員として政治に関わってきた女性たちの貢献は大きなものであった。

しかし、女性の政治参加については、以下のような問題を指摘することができよう。割当制は制度として適用されたが、通常、女性は党の候補者

表1 パラグアイにおける女性問題に関する年表

年	パラグアイにおける女性に関する事項
1986	女性差別撤廃条約 (CEDAW) 批准
1987	第1回パラグアイ国女性会議開催。テーマ：「法の下での平等」
1990	選挙法改正
1991	「姦通罪」廃止，協議離婚の法令制定
1992	パラグアイ新憲法の制定，民法改正
1993	大統領府女性庁設置，労働法改正
1994	カイロ行動計画採択
1995	女性に対する暴力の予防と減少に向けた条約批准（米州機構）
1997～2001	「女性のための機会均等計画」制定
1999～2003	ジェンダー視点を取り入れた「国家計画」の制定
2000～現在	CEDAW選択議定書批准 家庭内暴力に関する法律制定：欧州共同体(Comisión de las Cominidades Europeas)の支援によりパイロットプログラムが展開されている

(出所) 以下の資料より筆者作成 (2002年3月12日)。

UNDP, *Informe nacional de desarrollo humano desde la perspectiva de género*, 1995, pp.21-22; Fondo de Desarrollo de las Naciones Unidas para la Mujer y Secretaría de la Mujer, Presidencia de la República del Paraguay, *Beijin + 5: informe nacional—evaluación de la implementación, plataforma de acción, cuarta conferencia mundial sobre la mujer*, 2001, p.5.

の最後列に順位づけられるため、割当制は実際にはわずかの女性候補者にしか適用されていない<sup>(31)</sup>。また、政党に属する女性たちは高い社会階層に属する人々であり、農村女性のリーダーなどが政治に参加することはない。つまり、限られた社会階層のわずかな数の女性たちしか政治参加をなし得ていないのである。さらに、権力の座にいた女性たちの多くは、社会のジェンダー関係を修正することよりも権力の座に留まることに重きを置く傾向にある。つまり、「男性性」に支配された政治のあり方を変更するには至っておらず、女性の政治参加についての量的、質的な拡大が今後の課題である。

それでもなお、民主主義への移行過程において、法律の改正や制定、また本部機構の設置に向けた女性組織の動きは、パラグアイの女性たちが直面する問題を社会に認識させるとともに、後述する

ような女性政策を提示することになった。女性組織の継続した運動は、社会政策にも影響を与えたということができよう。女性組織の活動が成功した要因をバレイロとソトは以下のように分析している<sup>(32)</sup>。(1)異なった女性組織が連携したこと、(2)政府に継続して要求したこと、(3)民主主義概念の広まりにより法的不平等や差別、特定のグループの排除を社会が認めなくなったことである。また、筆者はこれらに加え、(4)女性組織に関わってきた諸個人の努力、および(5)「10年」の果たした役割を見過ごすことはできないと考える。

同国は、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議における「北京宣言および行動綱領」を採択し、それを受ける形で女性庁が中心となり「女性の機会均等に向けた計画：1997～2001年」（以下「均等計画」）を制定している。この「均等計画」はNGOや民間セクターとの対話から生まれたも

のであり、政府の「国家計画：1999～2003年」にも大きな影響を与えている。ジェンダー視点を取り入れた「国家計画」では、(1)労働・教育から排除され貧困状態にある女性たちへの支援、(2)農村女性の生産・経営・管理能力の強化、(3)女性たちを対象にしたプロジェクトの立案、などが盛り込まれている。また、女性に対する家庭内暴力の廃絶については、CMPなどの女性組織が働きかけを98年から行ない、2000年に法制化されている。

「均等計画」制定におけるもうひとつの大きな貢献は、「社会におけるジェンダーの公正」を目的とした審議会の設置である<sup>(33)</sup>。この審議会では、国家計画の方向性や法律の改正などが審議されている。また、同審議会は、CEDAWの選択議定書の批准について政府に対し2000年8月に提言し、政府は2001年5月に同選択議定書に批准している。

このようにパラグアイの女性組織は政府と連携することにより、条約の批准および法の改正や制定をなし得てきた。また、女性組織の支援のもとに制定された「均等計画」は、各省庁を横断し、ジェンダー視点の重要性を広めてきた。パラグアイの女性組織と政府は、これらの法制度やジェンダー視点を取り入れた国家計画の推進のために、地方行政においてジェンダーのフォーカル・ポイントを設置し、地方における女性政策の今後のさらなる展開を目指している<sup>(34)</sup>。

### Ⅲ 女性たちとジェンダー

これまでに見てきたように、1980年代以降活発化したパラグアイの女性運動は国家の女性政策に多様な影響を与えてきた。今日、パラグアイの首都アスンシオンや地方都市では、女性が教師や看護婦などの「女性的な仕事」のみならず、医者や弁護士などとして活躍する姿は一般的になりつつ

ある。しかし、このような社会進出を果たした女性たちを家政婦(empleada)という立場から支える農村女性の存在を見過ごしてはならないであろう。

農村女性が都市へ出る場合、その多くは上述のような社会進出を果たした女性たちの家庭に入り、住み込み家政婦として労働にたずさわる。農村女性が農業以外で現金収入を得る機会はきわめて限られており、「家政婦以外にない」と答える農村女性は多い。家政婦として雇用された農村出身の女性たちは雇用主の家から自由に外出する機会が少なく、家政婦組合の組織化も十分でないため、最低賃金の保障(労働法に定められている最低賃金は250ドル/月)もないまま、月に100ドル程度で雇用されている。「朝から晩まで働いて、この家から出ることは殆どありません。首都に住んでいます。首都のことはあまり知りません。他の職業についてみたいと思いますが、読み書きが十分にできませんので家政婦以外に仕事はないと思います」と首都アスンシオンに住み込み家政婦として働くファティマ(女性、18歳、小学校6年修了)は語る。また、男性の雇用主から性的関係を強要され、未婚の母になる事例は後を絶たない。

近代化の過程において工業化の道を歩まなかったパラグアイは、都市部における農村女性の雇用機会が少なく、他のラテンアメリカ諸国と比較すると、農村女性の工場労働者としての都市への人口流出はきわめて少ない。このことは、既述した家政婦業などで都市に出る以外は農村部に留まる女性たちが多いことを意味している。このような女性たちは、今日も伝統的な家父長制のもと日常を送り、土地の所有権や子どもの出産を決定する権利<sup>(35)</sup>、離婚する権利など、さまざまな権利についての知識を十分に有さず、その結果、それらの権利の行使もできない状況にある。なぜならば、農村女性たちは、民主化の過程で実施されてきた

法改正などを学ぶ機会をほとんど持つことができないからである。また、農村に根強く残るマチスモ思想の影響から、「仮に女性の権利に関連する集会などが実施されても、男性である夫や恋人などから出席を反対される」と言う。

パラグアイの女性人口の約半数を占める農村女性たちは、都市部に出るにせよ、農村に留まるにせよ、彼女たちの教育機会が拡大することは少なく、「10年」の流れを受けて改正、制定されてきた法律やジェンダーに焦点を当てた国家政策の恩恵を受けることは少ない。パラグアイ政府は、「均等計画」により、各省庁間でジェンダーに配慮した視点を計画に盛り込むことができたとして述べている<sup>(36)</sup>。また、女性に向けたリーガルリテラシー<sup>(37)</sup>の普及を国家計画の一つとして掲げている<sup>(38)</sup>。しかし、以下のような諸問題を指摘することができよう。

(1)農村女性が置かれているジェンダー構造の変革に向けたプログラムの欠如、ならびに女性政策を推進する、または各省庁のフォーカル・ポイントを担当する職員へのジェンダー教育とその制度化の欠如という問題がある。例えば、DEAGが作成したパンフレットには、「良き妻、良き母、良きカトリック教徒として家庭内の管理を行ない、洋裁や救急処置の能力を持ち、家族の健康に目配りをする必要が女性にはある」と記載され、地方で配布されている<sup>(39)</sup>。そこには、女性の権利に関する事項は記載されていない。その結果、地方都市で農村女性の教育を担当するDEAG女性職員の活動は、伝統的な女性の価値規範や役割の再生産を行なうことにつながっている。省庁横断的なジェンダー視点のより一層の統一を図る場合、どのような内容のジェンダー教育をどのようなレベルにおいて実施していくのかという点、すなわちジェンダーの主流化に関連した政策やプログラム、プ

ロジェクトの実施や制度化のあり方が今後議論されるべきであろう。

(2)制度化の問題とも関わってくるが、地方のフォーカル・ポイントにおけるネポティズムの問題もある。パラグアイは地方分権化を推進している。そのなかで既述のように女性政策の地方展開も目指されている。しかし、ジェンダー関連の担当者の採用は、縁故で行なわれることが多い。つまり、ジェンダーの教育を受けた、またはジェンダーに問題意識を持っている人が採用されることは少ない。その結果、長年の議論を経て国家政策に反映されたジェンダーの視点は地方のフォーカル・ポイントにおいて切断され、最終受益者である住民女性に伝達されることが少ない。

(3)NGOの活動が一部に偏っているという問題がある。NGOなどによる女性組織の活動が活発であると思われるパラグアイであるが、これらのNGOの活動範囲は予算不足から首都アスンシオンおよび近郊都市に限定されているのが現状である。また、女性NGO組織に関わる人々も、都市の知識人や上流階級の女性たちであることに改めて留意しておく必要があろう。

(4)農村において支配的なイデオロギーと軍部、保守派の結びつきが改革を妨げているという問題がある。農村社会の文脈においては、マチスモ思想やカトリック教のイデオロギーが今日もなお支配的である。また、ストロエスネルを支持してきた政党と軍部の力が今なお強く存在し、現実の社会においては民主化の進展すらも容易ではない<sup>(40)</sup>。今日も勢力の強い政党や軍部は保守派であり、このことは、現実の社会における女性政策の推進が容易ではないことを同時に意味している。なぜならば、保守派は家父長的支配とカトリック教のイデオロギーと結びつき、伝統的な価値観やイデオロギーを流布、拡大する立場にあるからで

ある。このような複雑な問題のため、農村と都市の女性たちには情報や意識、経験など多様な格差が年々拡大していると考えられる。

ジェンダーに関連した問題、特に文化的な問題は目に見えにくく、女性政策を実施した後の評価も容易ではない。しかし、人々の意識は伝統的な価値規範に留まっているわけではなく、確実に変化している<sup>(41)</sup>。女性政策は短期・中期・長期的な視点に立ったプログラムの策定や、量的・質的な評価のあり方についての議論の深化とそれらの制度化が望まれる<sup>(42)</sup>。長期的な視点では、例えば、次世代の育成に向けたプログラムの策定なども含まれる。そして地域や階層間の問題を考慮するとともに、女性自身の意識変革や男女間や世代間の関係性の変革に向けたプログラムなど、多様なアプローチが模索されるべきであろう。

## おわりに

ラテンアメリカにおいてマチスモを語るのは時代遅れと言われるようになってきた。本稿で見てきたように、パラグアイの女性たちは民主化の過程において、自らを組織化し、政府との連携を強めることにより、女性の政治参加やこれまで女性たちが剥奪されてきた多様な法的権利の獲得をなし得てきた。また、女性庁の設置により「均等計画」が策定され、各省庁を横断するジェンダー視点を取り入れたプログラムやプロジェクトが計画・実施されている。さらに、各県庁には女性政策担当官が配属されている。このように、パラグアイの女性組織は政府に働きかけ、新たな価値観や認識を社会に広め、社会にジェンダーの問題を明示的に提示した点は高く評価できよう。しかしながら、性別や地域、社会階層間格差により再生産されるジェンダーの不平等を是正しようとする

女性組織に対し、現実の社会は広範な支持をしていないことも事実である<sup>(43)</sup>。植民地や戦争の歴史、カトリック教の教えと言われる言説の中でマチスモ思想やマリアニスモ思想が人々の意識の中に再生産されてきたため、ジェンダーの平等に関連する問題を受け入れることが容易ではないからである。その結果、女性政策を立案、推進する省庁職員のジェンダー意識にも伝統的な価値観やジェンダーバイアスが認められ、実施される政策にも同様の傾向が見られる。また、独裁政権の影響はいまなお残り、都市と農村における多様な格差を生み出している。

バレイロとソトによると、民主化前後に台頭した女性組織は、農村女性や貧困女性の組織化に失敗している<sup>(44)</sup>という。事実、1998年頃まで、農村女性の組織化は認められなかった。上層階級の女性だけが女性政策の策定に関わり、その女性たちを下支えするのが家政婦として働く農村女性たちという構図が社会の中に見出される。パラグアイの農村部の女性には十分な恩恵をもたらしているとは言えない同国の女性政策は、国際社会に対する「表向きの女性政策」と指摘することもできよう。また、パラグアイの「均等計画」は、階層間、地域間に見られる多様なジェンダー構造の問題への配慮が十分になされているとは言い難い。今後、上述のような構造的なジェンダーの不平等やカトリック教会のイデオロギー、マチスモ思想、マリアニスモ思想により日々再生産される日常のイデオロギーに対抗するために、個人や集団としての声を拾い上げる枠組みの構築が必要であろう。

ところで、近年、農村における女性たちの自立の萌芽が認められる。例えば、農村女性自身による自らの地位の向上に向けた連帯や、農村女性の集会在1999年より首都アスンシオンにおいて開かれている。これらは局所的に展開された4Cブ



ログラムや国際援助実施機関の情報がラジオなどの通信網を通して広がり、女性たちの組織化の基礎となったものと思われる<sup>(45)</sup>。女性たちは「組織化」されるのではなく、自身の文脈において「組織化する」存在なのである。このような農村女性たちを意思決定機関の中に巻き込むための枠組みの構築が、今後期待される。そのためにも、政府とNGOのさらなる連携とともに、都市の女性と農村女性の連帯が不可欠であろう。多くの国に先駆け批准したCEDAW選択議定書や、農村女性自身による組織化の萌芽を足掛かりに、階層や地域を横断したパラグアイ政府の女性政策の今後の展開を期待したい。

#### 注

- (1) 多様な状況にある女性たちを「女性たち」とひとくくりにして論ずることについては、これまで多くの議論がなされてきた（例えばChandra Talpade Mohanty, “Under Western Eyes: Feminist Scholarship and Colonial Discourses,” in Anne McClintock et al., *Dangerous Liaisons: Gender, Nation, and Postcolonial Perspectives*, University of Minnesota Press 1997, pp.255-277など）。本稿ではこのような指摘には留意しつつ、女性運動に言及するため、「女性たち」と記していくこととこととしたい。
- (2) Nikki Craske and Maxine Molyneux, “The Local, the Regional and the Global: Transforming the Politics of Rights,” in Nikki Craske and Maxine Molyneux eds., *Gender and the Politics of Rights and Democracy in Latin America*, York: Palgrave, 2002, pp.1-31.
- (3) ラテンアメリカ諸国においては、1929年のエクアドルを皮切りに55年までの間に19カ国が女性の参政権を成立させている。
- (4) 稲森広朋「パラグアイにおける長期独裁と民主化の諸問題」（『ラテンアメリカ研究』第19号

2000年）3ページ。

- (5) 日本政府は、CEDAW選択議定書をまだ批准していない。
- (6) 1989年の独裁政権崩壊以降、パラグアイへの関心は一時的に高まるとともに、80年代半ばから90年代にかけて、亡命していた研究者たちが帰国し、ポスト・ストロエスネルの研究が盛んになってきた（稲森「パラグアイにおける……」3ページ）。しかし、他のラテンアメリカ諸国と比較するとパラグアイ研究の蓄積は少なく、女性問題に関連した研究の蓄積はさらに少ないと思われる。例えば、日本においては、初のラテンアメリカ総覧と言われる国本伊代・乗浩子編『ラテンアメリカ—社会と女性—』（新評論）が85年に刊行され、その続編として国本伊代編『ラテンアメリカ—新しい社会と女性—』（新評論）が2000年に刊行されているが、それらにはパラグアイの女性に関連する研究は掲載されていない。
- (7) 大沢真理「社会政策のジェンダー・バイアス—日韓比較のこころみ—」（原ひろ子・前田瑞穂・大沢真理編『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社 1996年）27ページ。なお、大沢は日本の女性政策には、伝統的な社会政策の領域や社会保障・福祉分野の施策にも含まれるとしている。この点について筆者は、パラグアイの状況にも当てはまると考える。
- (8) グループみこし（藤枝滯子・牧里政子・米田禮子）『自治体の女性政策と女性問題講座』学陽書房 1994年 28～30ページ。
- (9) 1993年1月～95年2月：国際協力事業団青年海外協力隊（JICA/JOCV）隊員としてプロジェクトの支援を実施、1997年3～4月：第1回フィールド調査（学術調査者として）、98年4月：第2回フィールド調査（学術調査者として）、98年12月～99年3月：第3回フィールド調査（国際協力事業団短期技術協力専門家として）、2001年3～4月：第4回フィールド調査（学術調査者として）。
- (10) Presidencia de la República, Secretaría Técnica de Planificación, Dirección General de Estadística, Encuesta y Censos, *Encuesta de hogares 1999*, Asunción, 2000, pp.1-4.
- (11) Fondo de Desarrollo de las Naciones Unidas para

- la Mujer y Secretaría de la Mujer, Presidencia de la República del Paraguay (UNIFEM/SM/PRP), *Beijing + 5: informe nacional-evaluación de la implementación, plataforma de acción, cuarta conferencia mundial sobre la mujer*, 2001, p.5.
- (12) パラグアイの学校は二部制であり、午前か午後  
の部を選択するようになっている。そのため授業  
時間は293時間と世界で最も少ない国の一つであ  
る（在パラグアイ共和国日本大使館1998年資料お  
よび筆者のフィールドノートより引用）。
- (13) 稲森「パラグアイにおける……」19ページ。
- (14) 在パラグアイ共和国日本大使館1994年資料お  
よび筆者のフィールドノートより引用。
- (15) Presidencia de la República, Secretaría Técnica  
de Planificación, Dirección General de Estadística,  
*Encuesta y Censos 1992*, Asunción, 1998, p.89.
- (16) 聖母マリアに象徴される母性的な女性の優し  
さ、忍耐強さ、道徳性、包容力などが尊敬の対象  
とされる。大貫良夫他編『ラテンアメリカを知る  
事典』平凡社 1990年 412ページ。
- (17) 今井圭子「パラグアイ戦争」（『世界大百科事典』  
（CD-ROM版）日立デジタル平凡社 1998年）  
および筆者のフィールドノート参照。
- (18) 藤掛洋子「プロジェクトが住民女性にもたらした  
質的变化の評価にむけて—パラグアイ共和国  
S村の住民女性が実施した生活改善プロジェクト  
の事例より—」（『日本評価研究』2001年 第1  
巻2号）32ページ。
- (19) セラフィナ・ダバロス (Serafina Dávalos) や  
ビルヒニア・コルバラン (Virginia Corvalán),  
ラモナ・フェレイラ (Ramona Ferreira) らがパ  
ラグアイにおける初期のフェミニストとしては  
有名である。
- (20) Line Bareiro and Clyde Soto, “Women,” in Peter  
Lambert and Andrew Nickson eds., *The Transition  
to Democracy in Paraguay*, New York: Macmillan  
Press Ltd., 1997, pp.87-96.
- (21) Secretaría de la Mujer, Presidencia de la  
República del Paraguay, *Informe nacional del  
Paraguay para la cuarta conferencia mundial  
sobre “La mujer: acción para la igualdad, el  
desarrollo y la paz,”* Asunción, 1995, p.25.
- (22) Bareiro and Soto, “Women”, pp.87-96.
- (23) Programa de Naciones Unidas para el Desarrollo  
(UNDP), *Informe nacional de desarrollo humano  
desde la perspectiva de género*, 1995, Asunción,  
p.23.
- (24) Ministerio de Agricultura y Ganadería, *Programa  
de asistencia técnica a la juventud rural  
1995/1998*, Asunción, 1995, p.1.
- (25) Donald R. Mickelwait, et al., *Women in Rural  
Development*, Boulder, Colorado: Westview Press,  
1976, p.200.
- (26) 筆者は1993~95年までJICA/JOCV隊員として  
パラグアイのDEAGに派遣され、農村部における  
生活改善プログラムの支援を行なっている。支援  
対象の多くは4Cプログラムによりゆるやかに組  
織化された農村女性のメンバーであった。しかし、  
DEAGの女性生活改善普及員は、同省の全普及員  
のうちわずか12%を占める38名（1997年）であり、  
パラグアイの全農村をカバーすることは不可能  
であることから、生活改善プログラムが推進され  
たのはごくわずかな地域であったことを指摘す  
ることができよう。
- (27) 国内本部機構とは、女性の地位向上にかかわる  
女性局、女性省、政党の女性部会など、全国的な  
女性組織を指す。国連はこれまで世界女性会議で  
採択された国際文書の中で、繰り返し、国内本部  
機構の設置とその強化を各国政府に提言してい  
る（国広陽子「ポジティブ・アクション／アフ  
ーマティブ・アクション」〔矢澤澄子監『女性問  
題キーワード』ドメス出版 1997年〕240~241  
ページ）。
- (28) パラグアイにおいては、1990年代初頭、外務省  
が女性問題の窓口であったが予算がなかった。ま  
た、労働省と司法省にも女性室が存在したが、予  
算がなかったと言われている。
- (29) Bareiro and Soto, “Women,” pp.87-96.
- (30) 同氏は2002年3月現在も同庁の長官を務めて  
いる。
- (31) Bareiro and Soto, “Women,” pp.87-96, および弁  
護士クララ・ロサ (Clara Rosa) 氏への筆者のイ  
ンタビューによる。
- (32) Bareiro and Soto, “Women,” pp.87-96.

- ③ UNIFEM/SM/PRP, *Beijin + 5...*, pp.5-10.
- ④ *ibid.*
- ⑤ 藤掛洋子「パラグアイ農村女性の性と生殖に関する意識とその変化—農村女性の家族計画の『語り』と『実践』を手掛かりに(1994年-2001年)—」(根村直美編『健康・ジェンダー・セクシュアリティ』明石書店 2002年〔刊行予定〕)を参照されたい。
- ⑥ UNIFEM/SM/PRP, *Beijin + 5...*, pp.5-10.
- ⑦ 自分にどのような権利があり、その権利を行使するために、どのような手続きを行えばよいのかを理解する能力。つまり、そのための法律や関連の制度の存在を知り、その知識を使いこなすことができる能力のことを言う(堀口悦子「リーガル・リテラシー」〔矢澤澄子監『女性問題キーワード』ドメス出版 1997年〕230~231ページ)。
- ⑧ UNIFEM/SM/PRP, *Beijin + 5...*, pp.5-10.
- ⑨ Ministerio de Agricultura y Ganadería, Servicio de Extensión Agrícola Ganadera, División de Educación para el Hogarが作成した1992年のパンフレットは再印刷され、2001年4月まで利用されていた。
- ⑩ Peter Lambert, "A Decade of Electoral Democracy: Continuity, Change and Crisis in Paraguay," *Society for Latin American Research*, 19 (3), 2000, p.379.
- ⑪ 藤掛「パラグアイ農村女性の……」では、女性たちの性と生殖に関する意識変容の過程を詳述している。参照されたい。
- ⑫ 藤掛「プロジェクトが……」では、評価の見直しと長期的な時間軸を据えることを提示している。参照されたい。
- ⑬ Bareiro and Soto, "Women," pp.87-96.
- ⑭ *ibid.*
- ⑮ 藤掛「プロジェクトが……」では、農村女性の「外部者」への働きかけを詳述している。参照されたい。

(ふじかけ・ようこ／お茶の水大学大学院)